

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、地域計画（変更案）を作成したので、同条第7項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和7年9月12日

筑後市長 西田 正治

記

1. 地域計画（変更案）を作成した地域

（1）古川地区      （2）水洗地区      （3）西牟田地区

2. 縦覧期間

令和7年9月12日（金）から令和7年9月25日（木）まで

3. 縦覧場所

筑後市役所東庁舎2階農政課及び筑後市ホームページ

4. 意見書の提出について

各地域計画（変更案）に対して意見がある場合は、次のとおり意見書を提出することができます。

（1）対象者

意見書を提出できる人は、当該地域計画の利害関係者に限ります。

（2）提出期限

令和7年9月25日（木）

（3）提出方法

市農政課へ持参するか、郵送（必着）、電子メールまたはFAXにより提出してください。